

日本ジャマイカ友好協会 会則

(名称・設立)

第1条 この会は、日本ジャマイカ友好協会（以下「本会」という。）と称する。英文では Japan Jamaica Friendship Association と表記し、略称は JJFA とする。

2 本会の設立は、令和4年（2022年）8月27日とする。

(所在地)

第2条 本会の住所を、神奈川県川崎市内に置く。郵便物等の宛名は、日本ジャマイカ友好協会事務所とする。

2 本会は、総会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 本会は、日本ジャマイカ両国民間の文化の交流を図り、相互理解と友好親善に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1) 講演会、音楽会、舞踊会、セミナー等の開催。
- 2) ホームページ・SNS 等による情報発信。
- 3) 会報・出版物等の発行。
- 4) 各種懇親会の開催。
- 5) JICA 海外協力隊員の壮行会及び帰国報告会の開催。
- 6) 在日ジャマイカ大使館及び在日ジャマイカ人(留学生等を含む)との交流会。
- 7) 在ジャマイカ日本大使館及び JICA ジャマイカ支所と連携した活動。
- 8) 大使館・企業・教育機関を含む各種団体と連携した活動。
- 9) 姉妹都市交流事業と連携した活動。
- 10) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

(会員)

第5条 本会の会員は、ジャマイカでの海外協力隊経験者、JICA ジャマイカ支所関係者、在ジャマイカ日本大使館関係者等とする。また、本会の趣旨・目的に賛同する者で、会長の承認を得ることにより、会員となることができる。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

会長 1名

副会長 2名
運営委員長 1名
運営委員 若干名
会計 1名
監事 2名

2 役員は、会員からの自薦・推薦により、総会において選出する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員欠員に伴う後任者の任期は、前任者の在任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。

3 運営委員長は、本会の事務運営に係る業務総括を担う。

4 運営委員は、本会の事業運営を円滑に行えるよう運営委員長を補佐する。

5 会計は、適正に資金を管理し、総会に報告する決算・事業報告書類を作成する。

6 監事は、会の業務および財産の状況を監査する。

(名誉会長・顧問)

第9条 本会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、運営委員会の承認を得て、会長が委嘱する。また、任期は2年とし、再任は妨げない。

3 名誉会長及び顧問は、会に関わる事項につき、会長または運営委員長に意見を述べるすることができる。

(総会)

第10条 総会は会員をもって構成し、会長が定期総会及び必要に応じて臨時総会を招集し、会議の議長となる。

2 総会は、次に掲げる事項を審議する。

1) 予算の議決及び決算の認定

2) 事業計画及び事業報告の承認

3) 会則の制定及び改廃

4) その他、会長が必要と認めた事項

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の決定するところとする。

(運営委員会)

第11条 本会の活動を円滑にするために、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、本会の役員をもって構成し、運営委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

3 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 1) 総会に付議する事項
 - 2) 協会を運営するために必要な事項
 - 3) その他、運営委員長が必要と認めた事項
- 4 会議の議事は、出席者の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の決定するところとする。

(会費・収入)

第12条 本会は、会員から会費を徴収しない。

- 2 本会の財源は、当面は寄付金・事業収入・その他の収入をもって充てることとする。
- 3 今後の財源については、必要に応じて運営委員会において検討する。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(退会)

第14条 退会を希望する会員は、書面もしくは電磁的方法で任意に退会することができる。

(除名)

第15条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議に基づいて解任することができる。

- 1) 本会の目的趣旨に反し、又は著しく信用を傷つける行為のあったとき。
- 2) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会則の変更)

第16条 この会則は、総会の決議によって変更することができる。

(細則)

第17条 この会の運営についての細則は、会則に抵触しない範囲で、運営委員会で定めることができる。

附則

- 1 この会則は、令和4年(2022年)8月27日から施行する。
- 2 本会の設立時における役員の任期(名誉会長及び顧問を含む)は、令和4年8月27日から令和6年の3月31日までとする。